

## 著作権法 第1章の概要

第1章 総則			
	条名	概要(見出し)	
第1節 通則	第1条	(目的) 著作権法は、著作物、実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、…、著作者等の権利の保護を図り、…文化の発展に寄与することを目的とする。	
	第2条	(定義)次の用語を規定 第1項: 著作物(1号)、著作者(2号)、実演(3号)、実演家(4号)、 レコード(5号)、レコード製作者(6号)、商業用レコード(7号)、 公衆送信(7号の2)、放送(8号)、放送事業者(9号)、有線放送(9号の2)、有線放送事業者(9号の3)、自動公衆送信(9号の4)、送信可能化(9号の5)、 映画製作者(10号)、 プログラム(10号の2)、データベース(10号の3)、 2次的著作物(11号)、共同著作物(12号)、 録音(13号)、録画(14号)、 複製(15号)、 上演(16号)、上映(17号)、口述(18号)、 頒布(19号)、技術的保護手段(20号)、 権利管理情報(21号)、国内(22号)、国外(23号)  第2項:美術の著作物 第3項:映画の著作物 第4項:写真の著作物 第5項:公衆 第6項:法人 第7項:上演、演奏、口述 第8項:貸与 第9項:動詞語幹への適用(第1項7号の2、8号、9号の2、9号の4、9号の5、13号～19号、第7項、第8項に規定する用語)	
	第3条	著作物の発行	
	第4条	著作物の公表	
	第4条の2	レコードの発行	
	第5条	条約の効力	
	第2節 適用範囲	第6条	保護を受ける著作物
		第7条	保護を受ける実演
	第8条	保護を受けるレコード	
	第9条	保護を受ける放送	
	第9条の2	保護を受ける有線放送	